

第1回鶴岡市地域共生社会推進委員会

日時：令和8年7月23日(木)午前10時00分

場所：鶴岡市役所別棟2号館21・22・23号会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あ い さ つ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 説 明
鶴岡市地域福祉計画の概要について
- 7 協 議
(1) 鶴岡市における福祉総合相談窓口の設置について

(2) 高齢者を対象とした住民主体による移動支援グループの創出について
- 8 総 括
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

鶴岡市地域共生社会推進委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
いとう 伊藤 しおり	公募委員	
いとう ひろし 伊藤 博	鶴岡市コミュニティ組織協議会 第三学区コミュニティ協議会 会長	
いわさき こうじろう 岩崎 幸次郎	おやこ草の会（障害者家族会） 代表	
えんどう き え 遠藤 貴恵	一般社団法人 鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる 課長	
かきざき ひろし 柿崎 裕	一般社団法人 山形県ハイヤー協会 副会長	
かまだ ひろこ 鎌田 博子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 理事	
こせき ひさえ 小関 久恵	東北公益文科大学地域福祉コース 准教授	
さとう こうりき 佐藤 公力	鶴岡商工会議所会員 (有)佐藤クリーニング 代表取締役	
すがわら たけし 菅原 健史	一般社団法人 山形県社会福祉士会 理事	
すみ のりえ 墨井 則枝	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅介護支援事業者部会 副部会長	
せ お り か こ 瀬尾 利加子	株式会社 瀬尾医療連携事務所 代表取締役	
つちだ ひろみち 土田 裕道	一般社団法人 山形身元保証センター 理事長	
なり た いさむ 成田 勇	鶴岡市社会教育委員	
ますだ こうへい 増田 康平	児童養護施設 七窪思恩園園長	
やまもと ひさき 山本 久喜	社会福祉法人 親和会 理事長 鶴岡地区障害者通所施設協議会 会長	

地域福祉計画の位置づけ

- 地域福祉とは、地域の人々が主体となり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、行政及び地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む仕組み。
- 子どもや若者、高齢者、障害者などの福祉に共通する課題を「地域」という視点で整理し、地域全体で支え合うことを目指す。
- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に実施・整備するための計画（社会福祉法第107条）
- 計画期間：令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間。
- 鶴岡市社会福祉協議会の「鶴岡市地域福祉活動計画（おだがいさまのまちづくり計画）」と一体的に策定。
- 包括的な支援体制の整備・充実を図るため、社会福祉法第106条の5に基づき重層的支援体制整備事業実施計画を地域福祉計画と一体的に策定。

策定経過

- 【鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査】
時 期：令和6年9月
対 象 者：18歳以上の鶴岡市民2,000人を対象（回答747人）
目 的：暮らしの困りごとや地域の課題、地域の支え合い活動の状況把握
- 【福祉専門職ヒアリング調査】
時 期：令和6年10月
対 象 者：社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所、市健康福祉部等の職員28名
目 的：福祉制度の狭間に関することや多職種連携の課題等の聴き取り
- 【地域座談会】
時 期：令和7年1月～令和7年10月
開催地区：中学校区単位11カ所：稲生・大東町・田川・切添町・みどり町・湯野浜地区・八栄島地区・広瀬地区・松根地区・朝日南部地区・温海第1地区 ※総参加者数：259名
目 的：地域の課題やこれからの地域づくりについて話し合う
- 【福祉専門職ワークショップ】
時 期：令和7年7月・9月の2回
対 象 者：社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所、市健康福祉部等の職員
目 的：相談支援に関わる課題の共有、事例検討
- 【庁内検討会】第1回：令和7年7月16日（書面開催）
第2回：令和7年12月15日
- 【庁内ワーキング】令和7年10月
- 【パグリックコメント】令和8年2月6日～3月7日
- 【策定委員会】第1回：令和7年7月22日 「計画策定の進め方、現行計画の評価」
第2回：令和7年9月12日 「テーマ別部会グループワーク」
第3回：令和7年12月25日 「計画（原案）の協議」
第4回：令和8年3月16日 「計画（最終案）の協議」

【地域福祉計画策定委員（13名）】

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
小関 久恵	東北公益文科大学地域福祉コース 准教授	委員長
阿部 淳士	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅介護支援事業者部会 副部会長	副委員長
五十嵐 廣明	鶴岡市コミュニティ組織協議会 理事	
伊藤 しおり	公募委員	
岩崎 幸次郎	おやこ草の会（障害者家族会）代表	
遠藤 貴恵	一般社団法人鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる 課長	
加藤 眞由美	公募委員	
鎌田 博子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 理事	
佐藤 公力	鶴岡商工会議所会員 (有)佐藤クリーニング 代表取締役	
菅原 健史	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事	
成田 勇	鶴岡市社会教育委員	
増田 康平	児童養護施設 七窪思恩園 園長	
山本 久喜	鶴岡地区障害者通所施設協議会 会長	

【指導・助言】
日本地域福祉研究所（理事長：法政大学 宮城 孝 教授）
に委託



計画期間：令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

《基本理念》

『 つながり 支え合う 福祉で共生のまちづくり 鶴岡 』



基本目標	基本施策
1 包括的な支援体制の整備・充実	(1)気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実 (2)身寄りのない高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進 (3)重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進 (4)多様な媒体による市民一人ひとりへの相談支援や情報提供の充実 (5)ひきこもり状態にある人への支援の充実 (6)自殺対策と孤独・孤立対策の推進
2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充	(1)総合的な権利擁護支援体制の整備・拡充 (2)高齢者等への虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進 (3)障害者差別解消への取組の促進 (4)居住に課題を抱える住民への横断的な支援
3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり	(1)地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援 (2)地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進 (3)ボランティア活動と福祉教育の推進 (4)本人の状況に応じた就労支援の推進
4 将来世代の成長と参加の応援	(1)こどもや若者の意見の尊重と社会参画の推進 (2)こどもや若者の権利を守り、健やかな成長を支援する取組の推進 (3)ケアを必要とするこども等に対する相談支援の充実
5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり	(1)福祉防災の視点による地域防災活動の推進 (2)地域住民の力を活かした防犯活動の推進 (3)罪を犯した方を支える地域づくりの推進
6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進	(1)地域医療の理解促進とACPの普及啓発 (2)医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアシステムの充実 (3)地域の状況に応じた在宅医療の推進

1 計画の位置づけと策定経過

- 重層的支援体制整備事業実施計画：社会福祉法第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定める計画。
- 計画期間：令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間（地域福祉計画と同様）
- 策定経過：鶴岡市地域福祉計画の策定経過と同様。

2 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

- 目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり
 目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり
 目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

3 重層的支援体制整備事業の体系（社会福祉法第106条の4第2項）

社会福祉法 第106条の4第2項	機 能		既存制度の対象事業等	本市の取組
第1号	① 相談支援	イ	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
		ロ	【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
		ハ	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
第2号	② 参加支援	ニ	【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション
		新	→ 社協に委託	事業内容：社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて就労支援や見守り等居住支援などを提供
第3号	③ 地域づくりに向けた支援	イ	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	
			【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
		ロ	【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
		ハ	【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
第4号	④ アウトリーチ等を通じた継続的支援	ニ	【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	民生児童委員サポーター制度
		新	→ 社協に委託	事業内容：訪問等により継続的につながり続ける機能
第5号	⑤ 多機関協働	新	→ 社協に一部委託	事業内容：世帯を取りまく支援関係者全体を調整する機能
第6号	支援プランの作成		—	※多機関協働と一体的に実施

4 重層的支援体制整備事業を構成する5つ（上記の①～⑤）の支援（事業）の相互関係

- ①生活上の課題について、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、⑤支援関係機関の連携により支援を行い、④自ら支援につながる事が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性構築に向けた伴走型支援を行う。
- ②社会とのつながりが希薄な方に対しては、本人や世帯の状況を丁寧に把握して、社会参加に向けた支援を提供。
- ③介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、地域における交流・参加・学びの活動を活性化することを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。
- 相談者に対する個別支援と地域活動を活性化するための支援、それを結びつける参加支援により、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、地域全体で支え合う体制を構築する。

協議(1) 鶴岡市における福祉総合相談窓口の設置について

鶴岡市地域福祉計画（抄）

基本目標 1 「包括的な支援体制の整備・充実」

基本施策(1)「気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実」

分野や属性を問わず、多様な相談を受け止め、多機関と連携しながら継続的な支援に繋ぐ「福祉総合相談窓口」の設置について検討し、実現を目指します。

1 相談窓口の現状

・旧市内エリア

- ①総合相談窓口（市役所 1 階）において、家事、相続、医療、金銭、福祉、医療、近隣環境などに関する幅広い分野の相談を受け付けている。
- ②市役所 1 階において、福祉課、長寿介護課、地域包括ケア推進課、国保年金課、鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーション(くらしス)など、それぞれの所管業務に関する相談を受け付けている。
- ③にこふる内において、健康課、子育て推進課、こども家庭センター、障害者相談支援センターにこころで、それぞれの所管業務に関する相談を受け付けている。
- ④地域包括支援センター（6 か所）において、高齢者に関するさまざまな相談を受け付けている。
- ⑤鶴岡福祉センター（鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課：西新斎町）において、各地域を担当する地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー※1）を 7 名配置し、アウトリーチにより、生活、金銭、福祉などに関する幅広い分野の相談支援を行っている。

・地域庁舎エリア

各地域庁舎では、庁舎内又は近接地に市社協の福祉センターと地域包括支援センターがあり、ワンストップによる相談支援体制が整備され、各種相談に対応している。また、各福祉センターには地域福祉ワーカーを配置し、アウトリーチにより、生活、金銭、福祉などに関する幅広い分野の相談支援を行っている。

・全市的なエリアにおける支援体制について

各相談窓口や地域福祉ワーカーに寄せられた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が困難な事例については、市及び市社会福祉協議会が、相談支援機関が連携し一体的な支援を行うための「重層的支援会議」を開催するとともに、対象者一人ひとりに対して継続的な支援を実施している。

※1 地域住民の生活課題を把握し、必要な支援につなげたり、地域の関係機関・団体と連携して課題解決を図ったりする専門職

2 課題

- ①令和 6 年度に実施した鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査では「福祉に関する総合相談体制の充実が重要」と考える人が約 7 割いた。
- ②昨年度の地域福祉計画策定委員会では、悩みはあるが相談窓口の種別が判断できず困っている市民がいるという意見や、悩みを抱えた方を把握してもこの窓口で相談してよいかわからない市民や民生委員がいるという課題が明らかになった。
- ③旧市内エリアに在住する市民や民生委員などは、自ら又は家族等の悩み事に対し、相談窓口の種別を判断した上で、総合相談窓口や市役所の各課、関係機関等の各種窓口において相談する必要がある。また、相談窓口に寄せられた内容が当該窓口の所管業務外であった場合は、他課又は他機関への再相談が必要となることもある。

3 今後の方向性(案)

旧市内エリアにおけるワンストップの総合相談支援体制を構築するために、「福祉総合相談窓口」を下記スケジュールにより整備する。

・今後のスケジュール

令和 8 年度～令和 9 年度

令和 10 年度

庁舎内関係部署や
市社協との調整・市民周知

福祉総合相談窓口の設置

4 ご意見をいただきたいこと

市民にとって、わかりやすく相談しやすい窓口にするためにはどのような工夫が必要か。

どんな人でも相談できる窓口があります。まずは1人で悩まず誰かに話すことから始めてみましょう

あなたのための 相談場所があります (鶴岡市版)

国の相談機関

よりそいホットライン (年中無休・24時間) ☎0120-279-338 (フリーダイヤル)

(1) つらい、消えたい、死んでしまいたい、と思ったら

こころの健康相談 鶴岡市健康課 (鶴岡市総合保健福祉センターにこころの健康相談窓口)	☎0235-35-0156	毎週水・金 ※要予約の上対面個別相談 ①9:15 ②10:30 ③13:15 ④14:30
こころの悩み電話相談室	☎0235-22-3991	毎週火 10:00 ~ 12:00
庄内保健所 地域保健福祉課 (山形県庄内総合支庁)	☎0235-66-4931	月～金 8:30 ~ 17:15 ※祝祭日、年末年始(12/29～1/3)を除く

(2) 生きづらさを感じるなど様々な悩みについて相談したいとき

こころ元気相談会(NPO法人ぼらんとす)	予約申込み(平日10:00～15:00) ☎0235-33-8730	毎月第2木・第4日 ※要予約 10:00 ~ 17:00
----------------------	---------------------------------------	---------------------------------

(3) 18歳以下の方へ 心がもやもやしたり、不安や悩みを相談したいと思ったら

児童家庭支援センター シオン (七窪恩園内)	☎0235-68-5477	月～土 9:00 ~ 18:00 ※緊急の場合は24時間対応
鶴岡市青少年育成センター	☎0120-028-234	月～金 8:30 ~ 17:15

(4) 妊娠・出産、子育て・子どもに関する様々な悩みを話したいと思ったら

妊娠・出産・子育ての悩み	鶴岡市健康課	☎0235-35-0157	月～金 8:30 ~ 17:15
妊娠期からのこども家庭総合相談	子ども総合相談窓口 (こども家庭センター内)	☎0235-35-1118	月～金 8:30 ~ 17:15
子育て・家族・女性に関わる悩み	NPO法人 明日のたね	☎0235-64-8623	月水金 9:00 ~ 16:00
いじめ・体罰その他教育全般、 障がいのある子の就学などの相談	鶴岡市教育委員会学校教育課	☎0235-57-4864	月～金 8:30 ~ 17:15
不登校・発達などの相談	鶴岡市教育相談センター	☎0235-23-9351	月～金 9:00 ~ 16:00

(5) 生活に関する様々な悩みについて相談したいとき

暮らしや仕事に関する相談	鶴岡市地域生活自立支援 センター「くらしス」	☎0235-29-1729	月～金 8:30 ~ 17:15
生活・福祉に関する様々な相談	ふれあい福祉相談 (福)鶴岡市社会福祉協議会	☎0235-26-9222	月～金 8:30 ~ 17:15
生活保護に関する相談	鶴岡市福祉事務所 (福祉課 生活福祉係)	☎0235-25-2111	月～金 8:30 ~ 17:15

(6) その他

障害者(身体・知的・精神・発達) の困りごとなど	障害者相談支援センター にこころ	☎0235-25-2794	月～金 8:30 ~ 17:15
ひきこもりに関する相談	ひきこもり相談 (NPO法人 一歩)	☎0235-24-1819	※要予約 月～金 10:00 ~ 17:00
	若者ひきこもり相談 (鶴岡市健康課)	☎0235-35-0156	毎週金 ※要予約の上対面個別相談 ①13:15 ②14:30
	ひきこもり支援ステーション あしたば(社会福祉法人 月山福祉会)	☎0235-33-8939	第1・3水曜日 ※要予約 13:30～16:30
若者の仕事に関する相談	庄内地域若者サポート ステーション	☎0234-31-8383	月～金 ※要予約 10:00 ~ 18:00
ひとり親・困難を抱える女性の相談	こども家庭センター	☎0235-26-7043	月～金 8:30 ~ 17:15
配偶者・パートナー等からの 暴力(DV)かと思ったら	配偶者暴力相談支援センター (DV相談支援センター)	☎ # 8008 全国共通短縮番号	月～金 8:30 ~ 17:15 ※祝祭日、年末年始 (12/29～1/3)を除く
	山形県庄内総合支庁 こども家庭支援課	☎0235-66-4759	月～金 8:30 ~ 17:15 ※祝祭日、年末年始 (12/29～1/3)を除く
高齢者に関する相談 お住まいの地域包括支援 センターへ	●健楽園地域包括支援センター(第1学区・第4学区) ●地域包括支援センターなえづ(第2学区・斎・黄金) ●地域包括支援センターつくし(第3学区・湯田川・田川) ●永寿荘地域包括支援センター(第5学区・京田・栄) ●地域包括支援センターかたりあい(第6学区・大泉・上郷・三瀬・由良・小堅) ●鶴岡西地域包括支援センター(大山・加茂・湯野浜・西郷) ●地域包括支援センターふじしま(藤島) ●地域包括支援センターはぐろ(羽黒) ●地域包括支援センターくしびき(櫛引) ●地域包括支援センターあさひ(朝日) ●地域包括支援センターあつみ(温海)		

令和 7 年度地域福祉ワーカー相談内容の内訳

	病 気 ・ 健 康 ・ 障 が い	住 ま い	収 入 ・ 生 活 費	家 賃 ・ ロ ー ン	税 金	債 務	仕 事 探 し ・ 就 職	地 域 と の 関 係	家 族 関 係	ひ き こ も り ・ 不 登 校	D V	食 べ る も の が な い	虐 待	介 護	教 育 資 金	子 育 て	ゴ ミ 屋 敷	ペ ット	依 存 症	そ の 他	合 計
鶴岡	406	131	321	23	41	68	180	19	77	46	0	45	3	22	0	2	9	1	2	104	1500
藤島	101	22	81	8	13	83	51	12	85	27	2	12	10	15	0	15	8	3	17	62	627
羽黒	65	33	74	0	15	18	17	30	38	1	3	15	9	11	13	0	4	4	2	69	421
櫛引	70	24	65	7	4	12	23	7	20	21	0	7	1	10	1	1	1	1	2	47	324
朝日	68	43	50	1	1	6	61	26	54	10	0	1	0	2	13	3	13	5	1	78	436
温海	150	31	211	7	33	79	49	36	36	10	0	23	0	10	43	1	1	3	5	1	729
合計	860	284	802	46	107	266	381	130	310	115	5	103	23	70	70	22	36	17	29	361	4,037

福祉総合相談窓口に関する先進自治体例

作成：宮城 孝

	自治体名	人口（最新）	設立の経緯	体制と相談実績
	東京都日野市	189,564 人	2015 年に福祉の初期相談窓口として、「セーフティネットコールセンターみらいと」を設置。市役所庁内とひきこもり支援を委託していた社会福祉法人がサテライト 1 ヶ所を運営。 （2012 年度の第 2 期地域福祉計画において「地域の初期相談モデル事業」実施を契機。	3 つの係（自立支援係、セーフティネット係、ひとり親相談係）センター長を含む職員 19 名 ・自立支援係 生活困窮者自立支援事業 8 名（正規 5 名、嘱託 3 名）社会福祉士資格所持者 1 名、社会福祉主事資格 3 名） ・セーフティネット係（自殺対策、ひきこもり対策、孤独死・孤立死予防対策、低所得者・離職者対策事業、子どもの貧困対策事業等 5 名（正規 3 名、嘱託 2 名） ・ひとり親相談事業 職員 5 名（正規 3 名、嘱託 2 名）社会福祉士資格所持者 1 名、社会福祉主事資格 1 名 ・相談件数（延べ件数）2018 年度ひとり親相談 1,906 件、受験生チャレンジ支援 1,597 件、生活困窮者自立相談支援 1,421 件（セーフティネットコールセンター 664 件、サテライト 757 件）、生活保護相談 978 件、家計改善支援 194 件、住居確保給付金 89 件（サテライトで受け付けている相談は「自立相談支援のみ」。
	埼玉県ふじみ野市	114,556 人	2015 年 4 月福祉部に新たに「福祉総合支援チーム」を設置。また、社協が 2018 年度から生活困窮者自立支援窓口「ふくし総合相談センターよりそい」を設置、2019 年度に「ふくし総合相談センターにじいろ」（よりそいのサテライト）を受託運営 「よりそい」は、福祉総合支援チーム内に設置	・市役所庁内に設置、福祉総合支援チームの人員体制は、非常勤も含め職員 8 名（正規 4 名・福祉総合支援員 1 名・心理相談員 3 名）。市民相談や福祉行政の経験を持つ職員配置。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、介護支援専門員、保育士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等の有資格者を配置 ・「よりそい」は、支援員 5 名及び相談支援包括化推進員を兼ねる C S W 1 名配置。 ・駅前の介護予防センター内に、「よりそい」のサテライト「にじいろ」を設置 C S W 3 名配置、2 名は、多世代交流、出前講座の実施、地域組織化などの地域福祉推進のための事業を実施。 ・新規相談件数は、2015 年度 352 件、2016 年度 345 件、2017 年度 380 件、2018 年度 392 件

	東京都狛江市	84,076 人	2014 年度 新たに福祉相談課を設け、「福祉総合相談窓口」を設置。 第4次地域福祉計画「あいとぴあレインボープラン」の策定（2018～2023 年度）、2018 年度に地域共生社会推進事業実施要綱施行	・2025 年度現在、相談業務を担っている福祉相談課支援係は、正規職員 8 名で構成され、全員が専門職。7 人が社会福祉士枠で採用、1 人が保健師枠で採用。 ・具体的な業務としては、①高齢者の虐待や困難事例への対応、②障害福祉サービスの支給決定、③安否確認や行方不明認知症高齢者の相談の受付など。①では、複雑化・複合化したケースについて、分野別の相談支援機関の役割を明確にし、連携して対応してきている。 ・2021 年度から、3つの日常生活圏域の地域包括支援センターに精神保健福祉士を配置している。また、社会福祉協議会では、2018 年度から日常生活圏域にコミュニティソーシャルワーカーを 1 名配置し、現在 3 名が配置されている。 ・2019 年度に行政及び社協に相談支援包括化推進員を配置。行政は相談支援係の係長、社協は C S W。 ・2024 年度には、重層的支援会議が 0 回、支援会議を 8 回開催。 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の一環として、「福祉のつながりシート」を開発。2025 年現在、市内の 53 の事業所（金融機関、薬局、郵便局、保育園等）が登録、2024 年度には、11 の相談が寄せられた。
--	--------	----------	---	--

出所：宮城 孝・他編著『地域福祉と包括的支援システム－基本的な視座と先進的取り組み－』明石書店、2021 年

宮城 孝・他編著『地域福祉と全世代型包括的支援システム－基本的な視座と重層的支援体制整備事業の先進的取り組み－』明石書店、2026 年

協議(2) 高齢者を対象とした住民主体による移動支援グループの創出について

1 現状

- ・日常的な外出が難しい高齢者が増加
 - ・単なる送迎ではなく「生活支援」としての移動支援が必要である
 - ・個人のつながり頼みでは限界であり、地域の支え合いの「仕組み」が必要である
 - ・広大な面積の当市において、住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤である「住まい、生活支援、介護予防」を支える上で「移動の問題」は重要
- これまでも通院、買い物、地域活動等における「移動の問題」は市の生活課題であったが、住民主体による移動支援グループは増えていない

2 課題

- 高齢者を対象とした移動支援グループの創出や活動拡大における課題
- ・人口が減少しているなかで担い手(運転手や団体運営のための活動会員)を確保することが困難
 - ・持続可能な運営費を確保することが困難

3 市の取組

・令和8年4月より、生活支援を含む移動支援活動を行う団体等への補助制度を創設

- ：月額補助により活動基盤を支える
- ：各種加算を新設し、新たに立ち上がるグループを支援
 - *基本額 1万3,500円/月
 - *新規立ち上げ加算 新たに事業を立ち上げる場合 10万円
 - *使用料賃借料加算 事務所や会場の確保に対する補助
上限5万円/月
 - *移動支援加算 車両を使用した移動を伴う生活支援を
実施する場合1回当たり1,000円
 - *実施回数加算 月11回以上実施した場合1回当たり1,350円

→今後も地縁組織、ボランティア団体などによる住民主体の移動支援グループを増やしていく。

4 ご意見をいただきたいこと

地域に生活支援としての移動支援団体を増やすためにはどのような取組が必要か。

参考:実施団体の活動状況(令和8年6月末時点)

団体名	移動支援 開始時期	支援内容	活動エリア	活動人員 (人)	車両台数 (台)	利用登録者数 (人)	利用実人数(人)			利用延べ人数(人)		
							4月	5月	6月	4月	5月	6月
支え合い「結の会」 (参照:資料3-1、3-2)	令和8年4月	移動支援 生活支援	温海地域内 山戸地区	23	8	26	8	6	12	21	15	17
いやさ会	令和8年5月	移動支援 生活支援	全市	6	6	8	-	2	3	-	2	9
コープくらしの たすけあいの会	令和8年6月	移動支援 生活支援	全市	43	33	12	-	-	11	-	-	40

安心して住み続けることができる 支え合いでつくる暮らしやすい地域を目指します。

ゆ い

支え合い「結の会」 利用のご案内

高齢者や障がいをお持ちの方などの、日常生活での「ちょっと困った」や「ちょっと手伝って」などの声に、住民の有償ボランティアでお応えします。

利用者・活動に協力していただける会員を募集(受付 5/18~)

●サポート(お手伝い)の流れ ※内容や利用料は裏面の「メニュー表」をご覧ください。

利用者 (手助けが必要な方)
※山戸地区住民に限ります。

- ①利用者の登録(用紙はこのチラシ右側)
- ②利用券を購入(10枚組 1,500円)
- ③サポート利用を申し込み(窓口や電話で)
- ④指定した日時に活動会員がサポート実施
- ⑤利用料分の利用券を活動会員に渡す

例えば…



マッチング

支え合い「結の会」

利用者と活動会員とをおつなぎします。

「結の会」窓口は
第2木曜日 午前9時~11時
山五十川公民館に開設

活動会員 (サポート活動をする方)
※山戸地区住民以外でも可能です。

- ①活動会員の登録(用紙はこのチラシ裏面左側)
※自分の都合に合わせて活動日時やサポートを選択
- ②「結の会」より活動依頼連絡 → 都合が合えば引き受け
- ③指定された日時にサポート活動実施
- ④利用券を利用者から受け取る
- ⑤後日、利用券を換金



●利用者や活動会員の登録・利用券購入・お問い合わせは

【窓口開設日】第2木曜日 9:00~11:00 山五十川公民館 45-2949

【結の会事務局】鈴木 正子 45-2406 ・ 三浦 律子 45-2623

サポートを利用
したい方は
こちら

参考資料 3 - 1

受付年月日 令和 年 月 日

受 付 者

支え合い「結の会」利用者登録票

(すでに提出している方は再提出不要です。)

申込者		※申込者が利用者本人の場合は記入不要	
氏 名		続 柄	親族・その他()
住 所	鶴岡市	電 話	()

利用者		No.	※「No.」は事務局で記入します。			
フリガナ		生年 月日	大 昭 平	年 月 日	年 齢	歳
氏 名						
住 所	鶴岡市	隣組等 の名称	門 組			
電 話	自宅 () 携帯 ()	世帯状況	単身・同居()			
緊 急 連絡先	①氏名(続柄)	()	電話	()		
	②氏名(続柄)	()	電話	()		

利用したいサポート	(番号を○で囲んでください。複数可)
1. お出かけ支援 2. 草むしり 3. 草刈り[機械] 4. 畑おこし[人力] 5. 畑おこし[機械] 6. 家の周り清掃 7. 玄関先の除雪 8. 水道パッキン交換 9. ゴミ出し	10. 買い物代行 11. 掃除・片付け(屋内) 12. 灯油詰め[ホームタンクからポリタンクへ] 13. 灯油詰め[ポリタンクからストーブ等へ] 14. 電球・電池交換 15. 書類の説明・代読・代筆 16. 家財の設置・移動 17. 家電・スマホ等の操作説明 18. 障子張り
●特記事項	

※記載いただいた個人情報は、支え合い「結の会」を運営する以外に使用しません。

サポート活動をしていただける方は
こちら

受付年月日	令和 年 月 日
受 付 者	

支え合い「結の会」活動会員登録票

(すでに提出している方は再提出不要です。)

活動会員	No.	「No.」は事務局で記載します。									
フリガナ							生 年 月 日	昭 平	年 月 日	年 齢	歳
氏 名											
住 所	鶴岡市						隣組等 の名称		門 組		
電 話	自宅 () 携帯 ()						FAX (ある場合)		()		
LINE 利用	可能 ・ 不可										
サポート できる内容 (番号に○を 付けてくだ さい。複数 可)	1. お出かけ支援 2. 草むしり 3. 草刈り〔機械〕 4. 畑おこし〔人力〕 5. 畑おこし〔機械〕 6. 家の周り清掃 7. 玄関先の除雪 8. 水道パッキン交換 9. ゴミ出し						10. 買い物代行 11. 掃除・片付け(屋内) 12. 灯油詰め〔ホームタンクからポリタンクへ〕 13. 灯油詰め〔ポリタンクからストーブ等へ〕 14. 電球・電池交換 15. 書類の説明・代読・代筆 16. 家財の設置・移動 17. 家電・スマホ等の操作説明 18. 障子張り				
サポート できる地域	山五十川のみ ・ 戸沢のみ ・ どちらも可										
サポート できる時間 帯(○を付け てください。 複数可)	曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他		
	午前										
	午後										
特技や資格 ・その他											

※記載いただいた個人情報は、支え合い「結の会」を運営する目的以外に使用しません。

サポート内容と料金

「結の会」のサポートを利用した際の利用料は、事前に購入した利用券(1枚150円)でのお支払いとなります。

利用券は10枚綴り 1,500 円で事務局で販売しています。



区分	番号	サポート内容	時間	利用料	利用券枚数
1. 生活支援サポート	1	お出かけ支援 (駐車場料金、高速料金が掛かった場合は別途)	30分 あたり	450円	3枚
	2	草むしり			
	3	草刈り[機械] (燃料代、消耗品等含む)			
	4	畑おこし[人力]			
	5	畑おこし[機械] (燃料代、消耗品等含む)			
	6	家の周り掃除 (枯葉・くもの巣取り・水やり)			
	7	玄関先の除雪 (スコップやスノーダンプでの作業。除雪機は使用しない)			
	8	水道パッキン交換 (材料費は別途)			
2. ちょっとしたサポート	9	ゴミ出し (玄関からステーションまで) ※利用券2枚で3回まで利用可能	30分 あたり	300円	2枚
	10	買い物代行 (薬受取代行等も含む)			
	11	掃除・片付け (部屋・玄関・窓・風呂・台所・トイレ)			
	12	灯油詰め[ホームタンクからポリタンクへ]			
	13	灯油詰め[ポリタンクからストーブ等へ] ※利用券2枚で3回まで利用可能			
	14	電球・電池交換(電球・電池の費用は別途)			
	15	書類の説明・代読・代筆			
	16	家財の設置・移動(大きいもの、重いもの)			
	17	家電・スマホ等の操作説明			
	18	障子張り(部分補修程度)			

支え合い「結の会」における外出支援にかかる令和7年度活動実績

1 外出支援の実績

【利用者登録者】26人

【活動会員登録者】23人

内 容	時 間	回 数	利用者実人員	活動会員実人員	利用回数合計
買い物	1～2時間以内	9	6	5	30
	2～3時間以内	13	5	4	
	3～4時間以内	7	2	2	
	4時間以上	1	1	1	
通院	1～2時間以内	9	7	4	41
	2～3時間以内	17	6	6	
	3～4時間以内	9	4	4	
	4～5時間以内	4	2	4	
	5時間以上	2	1	1	
通院+買い物	1～2時間以内	1	1	1	28
	2～3時間以内	12	2	3	
	3～4時間以内	9	3	4	
	4～5時間以内	5	3	3	
	5時間以上	1	1	1	
その他	1時間以内	5	3	3	61
	1～2時間以内	30	5	5	
	2～3時間以内	16	2	5	
	3～4時間以内	5	2	2	
	4時間以上	5	3	3	

2 現状

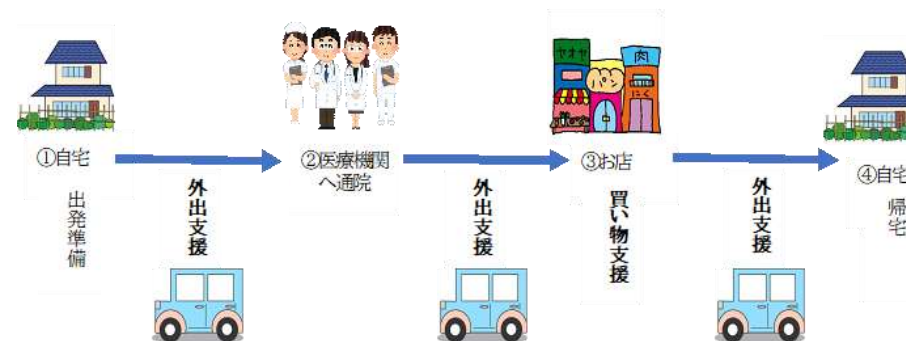
【通 院】

- ・温海地域内の医療機関への通院は、2時間以内の利用が多い。
- ・鶴岡市内への通院（整形外科や病院）は、移動時間だけで、往復1時間はかかる。
- ・1日で病院を複数受診すると、5時間以上かかる。

【通院と買い物】

- ・医療機関へ通院後に、買い物支援を利用する方が多い
- ・鶴岡市内の医療機関へ通院した場合は、鶴岡市内で買い物をすることが多い。

（利用例）



【その他】

- ・入院中（施設入所）の家族へ面会
- ・金融機関
- ・床屋